

## 箱根町景観施策推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、箱根町景観施策推進会議(以下「推進会議」という。)の設置、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 箱根町景観計画(以下「景観計画」という。)に掲げる景観まちづくりの将来像である『愛着と誇りが持てる豊かな自然と安らぎある国際観光のまち』の実現へ向け、職員の創意工夫のもと箱根町にふさわしい景観施策を推進するため、推進会議を設置する。

(所掌事務)

第3条 推進会議の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 景観施策の調査、研究及び企画立案に関すること。
- (2) 景観計画の進行管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観施策に関すること。

(組織)

第4条 推進会議は、別表に掲げる課のうち町長が指名する職員8名をもって組織する。

(会議の招集)

第5条 推進会議は、都市整備課長が招集する。

2 推進会議は、必要に応じ景観に関し専門的な知識を有する学識者、町関係職員等の出席を求め、その意見、説明等を聴くことができる。

(会議結果の公表)

第6条 推進会議の結果については、庁内における情報の共有化を図るため、その概要をグループウェア等から職員へ周知するとともに、景観施策の調査、研究状況等の概要を町ホームページ等から町民等へ周知し、箱根町景観条例(平成21年箱根町条例第1号)の基本理念に掲げる町民等と町が協働した景観によるまちづくりの推進に努めるものとする。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、都市整備課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、町長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年9月11日から施行する。

(廃止)

2 箱根町景観保全形成検討会議設置要綱は、廃止する。

別表（第4条関係）

推進会議を構成する課						
企画課	観光課	財務課	都市整備課	環境課	上下水道温泉課	学校教育課
生涯学習課						